

## 平成27年第4回（12月）町議会定例会提出議案等の概要

### ○議案第66号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）

〔企画・財政課〕

人事異動等に伴う人件費補正をはじめ、「お茶の京都」事業の本町における戦略的な交流拠点の整備を推進するとともに、日本緑茶発祥の地としてのブランド力を高めることを目的とする「お茶の京都」交流拠点整備構想策定事業費などを中心に補正するもの。

既定額	4,405,647 千円
補正額	17,343 千円
計	4,422,990 千円

（主要事業）

- ・「お茶の京都」交流拠点整備構想策定事業 3,400 千円

### ○議案第67号 平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

〔戸籍・保険課〕

人事異動等に伴う人件費の補正のほか、一般被保険者の医療費見込額の増加により所要額を補正するもの。

既定額	1,347,125 千円
補正額	100,958 千円
計	1,448,083 千円

### ○議案第68号 平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）

〔健康長寿課〕

人事異動等に伴い人件費を補正するもの。

既定額	834,742 千円
補正額	△1,944 千円
計	832,798 千円

### ○議案第69号 平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

〔上下水道課〕

人事異動等に伴う人件費の補正のほか、日本下水道事業団に工事委託している処理場等増設工事の事業費を補正するもの。

既定額	867,816 千円
補正額	△60,901 千円
計	806,915 千円

○議案第 70 号 平成 27 年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第 1 号）

〔上下水道課〕

人事異動等に伴う人件費の補正のほか、水質検査等に関する事業費を補正するもの。

収益的	支出	既決予定額	293,854 千円
		補正予定額	214 千円
		計	294,068 千円
資本的	支出	既決予定額	277,499 千円
		補正予定額	77 千円
		計	277,576 千円

○議案第 71 号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについて

〔企画・財政課〕

番号法が施行され、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の利用が開始されることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する事項を定めるため、本条例を制定するもの。

主な内容は、本町の同一実施機関内で特定個人情報の授受を行う場合や、本町の異なる実施機関に特定個人情報を提供するための根拠規定を定めるもの。

○議案第 72 号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務課〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる「一元化法」の一部規定が施行され、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、これに準じて、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、追加費用対象期間のある共済年金について厚生年金と同様に取り扱うこととするなど、その他所要の改正を行うもの。

○議案第 73 号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務課〕

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる「一元化法」の一部規定が施行され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、これに準じて、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、追加費用対象期間のある共済年金について厚生年金と同様に取り扱うこととするなど、その他所要の改正を行うもの。

**○議案第 74 号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて**

〔税務・会計課〕

地方税法の一部改正等に伴い、改正法等にあわせて、本条例について所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、軽自動車税のグリーン化特例の導入や、たばこ税の特例税率の廃止などを行うもの。

**○議案第 75 号 土地の取得について**

〔建設・環境課〕

都市計画道路宇治田原山手線の道路用地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

**○議案第 76 号 京都地方税機構規約の変更について**

〔税務・会計課〕

平成 28 年度から京都地方税機構が処理する事務に新たに軽自動車税申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務を追加するため、その規約の一部を変更するもの。

**○議案第 77 号 宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について**

〔上下水道課〕

宇治田原浄化センターへの 1 日あたり最大流入汚水量が、平成 28 年度中に現有能力を超える見込みであり、処理能力を拡大する目的で、現在、宇治田原浄化センター及び郷之口中継ポンプ場の機械、電気設備増設工事を「日本下水道事業団」に建設工事委託をしているが、協定金額が変更となることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるもの。

既定額 404,100 千円

変更額 343,070 千円